

奈良県立医科大学医学部教務委員会規程

(設置)

第1条 奈良県立医科大学医学部に教務委員会を置く。

2 前項の教務委員会は、医学部教務委員会並びに医学科教務委員会及び看護学科教務委員会とする。

(目的等)

第2条 医学部教務委員会は、医学部全体の教務及び学生の福利厚生に関する事項（以下「教務等事項」という。）を協議するものとし、各学科固有の教務等事項を協議するため、医学科教務委員会及び看護学科教務委員会を置く。なお、各学科に係る教養教育部門の教務等事項は医学科教務委員会及び看護学科教務委員会で協議を行い、両学科に係る教養教育部門の教務等事項は医学部教務委員会で協議を行うものとする。

2 各学科教務委員会の協議結果は、医学部教務委員会の協議結果とすることができる。

(医学部教務委員会)

第3条 医学部教務委員会は、次の教務委員をもって組織する。

- 一 医学部長
- 二 医学科長
- 三 看護学科長
- 四 教育開発センター専任教員

2 医学部教務委員会に委員長を置くものとし、医学部長をもって充てる。

(学科教務委員会)

第4条 医学科教務委員会は、次の教務委員をもって組織する。

- 一 医学科長
- 二 教養教育部長
- 三 基礎教育部長
- 四 臨床教育部長
- 五 教育開発センター専任教員

2 看護学科教務委員会は、次の教務委員をもって組織する。

- 一 看護学科長
- 二 看護教育部長
- 三 看護学科専任教授4名

3 各学科教務委員会に委員長を置くものとし、医学科教務委員会にあつては医学科長を、看護学科教務委員会にあつては看護学科長をもって充てる。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した教務委員がその職務を行う。

3 委員会は、教務委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、教務委員以外の者（学生の代表を含む。）を委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(専門ワーキンググループ)

第6条 教育課程編成及び実習を効果的に行うため、各学科教務委員会に専門ワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）を置くものとし、名称及び担当事項は次のとおりとする。

- 一 医学科カリキュラムモニタリングワーキンググループ
医学科のカリキュラム、シラバス及び授業方法の企画編成等教務に関すること。
- 二 看護学科カリキュラムモニタリングワーキンググループ
看護学科のカリキュラム、シラバス及び授業方法の企画編成等教務に関すること。
- 三 看護学科実習モニタリングワーキンググループ
看護学科学生の実習に関すること。

(ワーキングの組織)

第7条 医学科教務委員会及び看護学科教務委員会に置くワーキングは、当該学科の教務委員及び若干名の専門委員（学生の代表を含む。）をもって組織する。

(任命)

第8条 第4条第2項第3号の教務委員並びに前条の教務委員及び専門委員は、教育研究審議会の審議を経て学長が任命する。

- 2 学長は、教務委員及び専門委員に欠員が生じた場合は、前項の規定に基づき、速やかに委員を補充しなければならない。

(任期)

第9条 第4条第2項第3号の教務委員及び第7条の教務委員及び専門委員の任期は2年とする。ただし、学生の代表の任期については、1年とする。

- 2 前条第2項により補充された教務委員及び専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(ワーキングの会議)

第10条 ワーキングのグループ長、副グループ長は、原則として教務委員をもって充てる。

- 2 グループ長は、ワーキングを招集し、その議長となる。
- 3 グループ長は、必要があると認めるときは、ワーキング構成員以外の者をワーキングに出席させ、その意見を求めることができる。
- 4 その他、ワーキングに関して必要な事項は、学長が定める。

(庶務)

第11条 各教務委員会及びワーキングの庶務は、教育支援課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、各教務委員会の運営等に関し、必要な事項は学長が定める。

附 則（平成27年3月25日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 奈良県立医科大学医学部医学科学務委員会規程(平成16年3月22日制定)、奈良県立医科大学医学部看護学科学務委員会規程(平成16年4月13日制定)は廃止する。

附 則（平成29年4月1日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。